

自然環境保全にかかる地域指定制度の概要(環境省)

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	自然環境保全地域等	自然公園	生息地等保護区	鳥獣保護区
〔根拠法〕	自然環境保全法	自然公園法 ^{注1)}	種の保存法 ^{注2)}	鳥獣保護法 ^{注3)}
〔設定目的〕	自然環境を保全することが特に必要な区域の保全	優れた自然の風景地の保護と利用の増進	国内希少野生動植物種の生息地等の保護による種の保存	鳥獣の保護のために重要と認める区域の保護による鳥獣の保護
〔行為制限の概要〕	【原生自然環境保全地域】: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採・損傷、動植物の捕獲・採取等の許可制 【自然環境保全地域】 特別地区: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採等の許可制 野生動植物保護地区: (上に加えて) 野生動植物の捕獲・採取等の許可制 海中特別地区: 工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 普通地区: 各種行為の届出制	特別地域: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 特別保護地区: (上に加えて) 木竹損傷・植栽、動植物の捕獲・採取等の許可制 利用調整地区: 立入りの認定制 海中公園地区: 工作物設置、埋立、指定動植物の捕獲・採取等の許可制 普通地域: 各種行為の届出制	管理地区: 工作物設置、土地改変、埋立、木竹伐採、指定動植物の捕獲・採取(指定区域内では全ての野生動植物の捕獲・採取等)等の許可制 立入制限地区: 定められた期間の立入の制限 監視地区: 各種行為の届出制	鳥獣保護区: 鳥獣(狩猟鳥獣含む)の捕獲等の許可制 特別保護地区: 工作物設置、埋立、木竹伐採の許可制 特別保護指定区域: (上に加えて) 動植物の捕獲・採取等、犬等の動物の移入等の許可制
〔指定の状況〕	原生自然環境保全地域 5地域 5,631ha 自然環境保全地域 10地域 21,593ha ・特別地区 17,266ha ・うち野生動植物保護地区 14,868ha ・海中特別地区 128ha 都道府県自然環境保全地域 536地域 76,341ha ・特別地区 25,289ha ・うち野生動植物保護地区 2,685ha	国立公園 28公園 2,065,156ha ・特別地域 1,198,000ha ・うち特別保護地区 273,988ha ・海中公園地区 1,401ha 国定公園 55公園 1,344,500ha ・特別地域 1,184,691ha ・うち特別保護地区 66,441ha ・海中公園地区 1,385ha 都道府県立自然公園 309公園 1,959,143ha ・特別地域 708,810ha	生息地等保護区 8種9地区 885ha ・管理地区 381ha ・うち立入制限地区 39ha	国指定鳥獣保護区 66箇所 538,150ha ・うち特別保護地区 42箇所 120,580ha 都道府県指定鳥獣保護区 3,846箇所 3,142,035ha ・うち特別保護地区 574箇所 148,844ha
	合計: 103,565ha (国土面積の 0.3%)	合計: 5,368,799ha (国土面積の 14.2%)	合計: 885ha (国土面積の 0.0%)	合計: 3,680,185ha (国土面積の 9.6%)

資料: 環境省ホームページなどから作成

注1) 国立公園法(昭和 6 年制定)を廃止して、昭和 32 年に制定された。なお、各地域指定制度の導入時期は、国立公園が昭和 6 年、国定公園が昭和 24 年、都道府県立公園が昭和 32 年である。注2) 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」。

注3) 正式名称は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」。大正 7 年制定の旧鳥獣保護法が、平成 14 年に全部改正されたもの。なお、鳥獣保護区制度の導入時期は昭和 24 年である。注4) 自然公園の面積(海中公園地区以外)は海域の指定を含まない数値である。

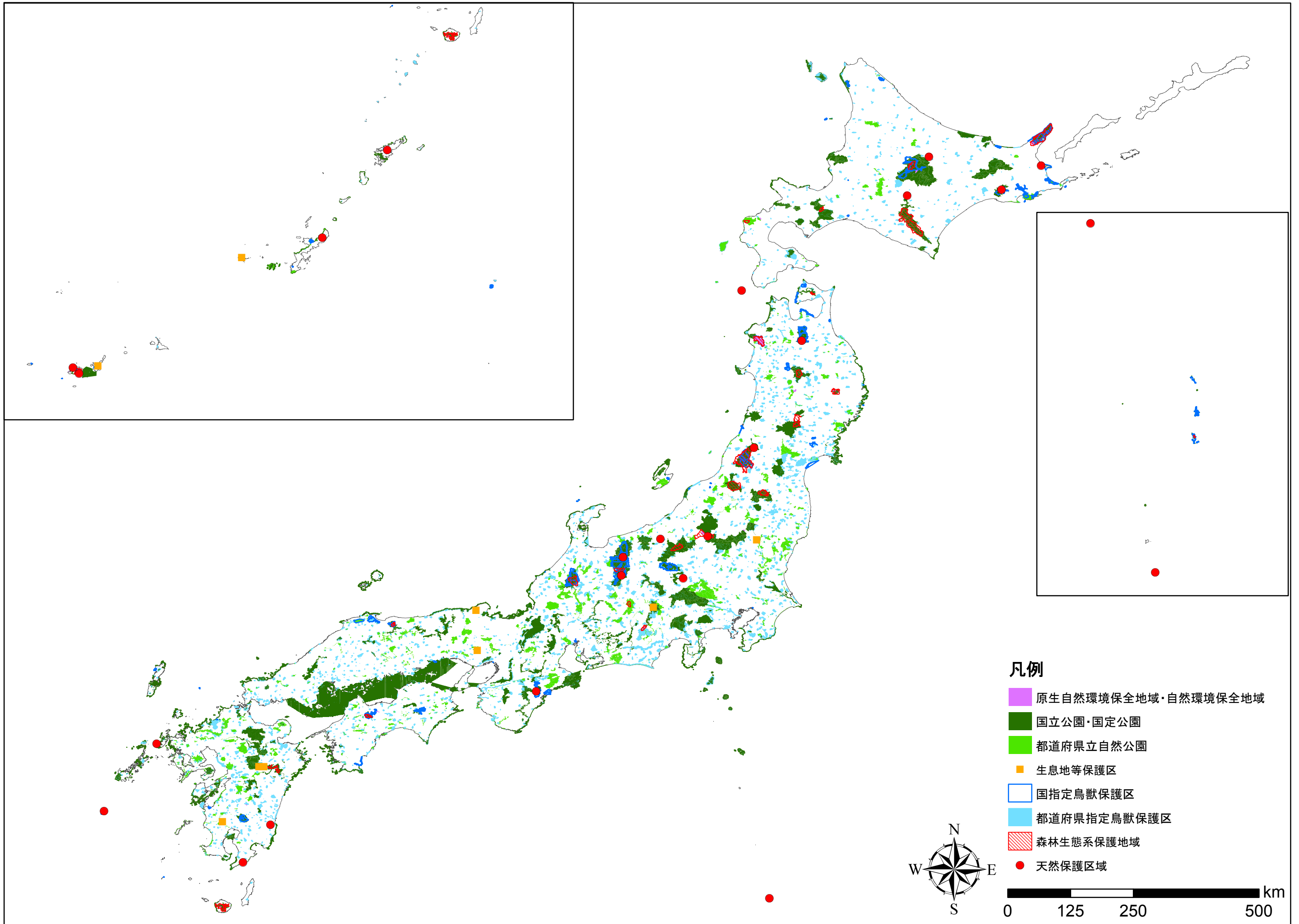
自然環境保全にかかる地域指定制度の概要(関係各省)

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

	保安林 (林野庁)	保護林 (林野庁)	緑地保全地域等 (国土交通省)	名勝・天然記念物等 (文化庁)
〔根拠法等〕	森林法 ^{注1)}	国有林野管理経営規程	都市緑地法 ^{注2)} 等	文化財保護法
〔設定目的〕	水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要な森林の保全	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資する	無秩序な市街化防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から必要な緑地の保全	名勝・天然記念物：芸術上又は観賞上価値の高い名勝地や学術上価値の高い動物、植物及び地質鉱物のうち特に重要なものの保存 重要文化的景観：文化的景観のうち特に重要なものの保存
〔行為制限等の概要〕	・立木伐採・損傷、立竹伐採、家畜の放牧、下草等の採取、土地改変等の許可制 ・指定施業要件の範囲内等での択伐・間伐の届出制 ・指定施業要件による伐採跡地への植栽義務	【森林生態系保護地域】 保存地区：原則として人手を加えずに自然の遷移にゆだねる 保全利用地区：原則として木材生産を目的とする森林施業は行わない 【その他】 森林生物遺伝資源保存林等の各区分ごとに定められた保護・管理	特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区含む)：工作物設置、土地改変、木竹伐採、埋立等の許可制 緑地保全地域・近郊緑地保全区域：工作物設置、土地改変、木竹伐採、埋立等の届出制	名勝・天然記念物：現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可制 重要文化的景観：現状変更、保存に影響を及ぼす行為の届出制
〔指定の状況〕	保健保安林 696 千 ha 風致保安林 28 千 ha その他 ・水源かん養保安林 8,775 千 ha ・土砂流出防備保安林 2,481 千 ha ・土砂崩壊防備保安林 57 千 ha ・その他(4～9号保安林) 342 千 ha	森林生態系保護地域 27 箇所 400 千 ha その他 ・森林生物遺伝資源保存林 12 箇所 36 千 ha ・材木遺伝資源保存林 326 箇所 9 千 ha ・植物群落保護林 380 箇所 183 千 ha ・特定動物生息地保護林 36 箇所 21 千 ha ・特定地理等保護林 35 箇所 30 千 ha ・郷土の森 34 箇所 3 千 ha	特別緑地保全地区 340 箇所 2,000ha 近郊緑地特別保全地区 26 箇所 3,456ha 近郊緑地保全区域 25 箇所 96,975ha	国指定名勝 335 件 国指定天然記念物 972 件 ・うち天然保護区域 23 件 重要文化的景観 1 件
	合計:11,654 千 ha (国土面積の 30.8%)	合計:68 万 ha (国土面積の 1.8%)		

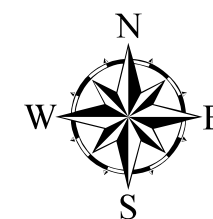
資料：林野庁ホームページ、国土交通省ホームページ、文化庁ホームページなどから作成

注1) 森林法(明治 40 年制定)を廃止して、昭和 26 年に制定された。なお、保安林制度は明治 30 年の森林法で創設されたもの。注2) 平成 16 年の改正で従前の都市緑地保全法から名称を変更したもの。



凡例

- 原生自然環境保全地域・自然環境保全地域
- 国立公園・国定公園
- 都道府県立自然公園
- 生息地等保護区
- 国指定鳥獣保護区
- 都道府県指定鳥獣保護区
- 森林生態系保護地域
- 天然保護区域



0 125 250 500 km

保護地域の位置図